

千葉県温泉指導要綱（改正案）の概要

千葉県健康福祉部薬務課

1 改正の理由

県では、温泉法に係る温泉採取許可や利用許可等を行うため、千葉県温泉指導要綱により指導指針、審査基準その他必要な事項を定めています。

今回、これまでの運用等を踏まえ、温泉行政の適正な運営を図ることを目的として、千葉県温泉指導要綱の改正案を作成しました。

2 主な改正の内容

(1) 温泉利用（飲用）施設における施設指導基準の規定

温泉法第15条第1項の規定による温泉利用許可（飲用）に関する施設指導基準を規定します（第27条の2第2項、別表第1の2）。

(2) 温泉採取施設における遮断壁に関する基準の規定

温泉法施行規則第6条の3第1項第6項に規定されている迂回水平距離を確保するための可燃性ガスを遮断する壁の高さについて指導基準を規定します（第17条第4項）。

(3) その他

事業者から提出いただく届出書等について押印を廃止するほか、所要の改正を行います。

3 施行年月日（予定）

令和4年4月1日